

環境対発第 1512211 号
環境産発第 1512212 号
平成 27 年 12 月 21 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号。以下「改正政令」という。）が平成 27 年 11 月 11 日に公布されたところであり、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 40 号）、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 141 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 142 号）等は、平成 27 年 12 月 21 日に公布され、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基

づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26 年 3 月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議された。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会长から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（以下「答申」という。）として答申がなされた。答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水銀に関する水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策等、必要な対策や今後の課題が取りまとめられた。

答申を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 12 年厚生省告示第 4 号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号。以下「第 194 号告示」という。）等を改正することにより、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの中間処理並びに最終処分に係る処理基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の規定並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等を行うものである。

なお、改正政令のうち、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日から施行されるが、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの中間処理並びに最終処分に係る処理基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等については平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、本通知においては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準に係る改正内容及び留意事項について示すこととする。

第二 改正の内容

1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第1条及び第2条の4関係）

（1）特別管理一般廃棄物への指定

水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理一般廃棄物に指定した。ここでは、市町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀を想定しており、一般家庭で水銀使用製品が破損し漏洩した廃水銀は該当しない。

また、環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとし、同方法として、第194号告示第1号に「精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法」と規定した。

なお、特別管理一般廃棄物に指定された廃水銀及びその処理物は、新たに追加する処分基準（改正後の令第3条第3号及び第4条の2第2号）に従い、第194号告示第1号で定める方法で処理の上、一般廃棄物として埋立処分を行うこととされているところ、上記の処分基準については、平成29年10月1日から施行されることに留意されたい。

（2）特別管理産業廃棄物への指定

次の①～③に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理産業廃棄物に指定した。

① 特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）

次表の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となつたものに封入された廃水銀等を除くものが該当すること。

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

なお、表中第一号に掲げる施設において生じた廃水銀等とは、例えば、回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかった水銀が水銀需要の低下等により廃棄物となったものを想定している。表中第四号に掲げる水銀を媒体とする測定機器とは、水銀が使用されている備え付けのポロシメータ等を想定しており、水銀温度計等の水銀使用製品である測定機器は該当しない。表中第五号から第七号に掲げる施設において生じた廃水銀等は、廃試薬等を想定している。ただし、他の廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）についても、表に掲げる施設において生じた場合には全て特別管理産業廃棄物に該当する。

- ② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当すること。なお、水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。

- ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物に該当すること。

また、環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴つて生じた残さであることとした。

具体的には、例えば、廃水銀等を硫化及び固型化したものは特別管理産業廃棄物に該当し、廃水銀化合物をばい焼施設等により精製した際に生じた残さは特別管理産業廃棄物に該当しない。

2 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加（令第4条の2第1号及び第6条の5第1項第1号関係）

（1）収集運搬に係る処理基準

- ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等について、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。

ア 収集運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

イ 収集運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること。

- ② 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の積替え又は保管に当たっては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な積

替え又は保管基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。

- ア 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

(2) 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、上記②ア～ウの基準を設けることとした。

第三 その他の留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したもののが改正政令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。特別管理産業廃棄物処分業の許可又は事業範囲の変更の許可においては、当該産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者における処分方法が、廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものと適正に処分できることを確認した上で許可されたいこと。併せて、特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものに関する新たな埋立処分に係る処理基準（改正後の令第6条の5第1項第3号）は平成29年10月1日から施行されることに留意されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものが特別管理産業廃棄物に指定されたことにより新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならぬこと。

3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しないものについて

新たに指定された特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の収集運搬及び保管に当たっては、現行の処理基準が適用されるが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、生活環境保全上適正に扱われることが望ましいこと。

水銀廃棄物の適正処理について、 新たな対応が必要になります。

水銀に関する水俣条約

水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために…

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識される中、「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地球的規模の水銀汚染の防止**を目指すものです。

我が国は2016年2月に締結しました。水俣条約は、2017年8月16日に発効します。

水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限されるため、水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

平成29年10月1日以降 以下の廃棄物について、新たな対応が必要になります

1. 水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの。(判別ができない一部の製品を除きます)



例:一部の電池、蛍光ランプ、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等

P1~P3

2. 水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉛さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を一定以上含有するもの

P1,P4

3. 廃水銀等

①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 例:水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等

②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

※廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み

P5

◎詳細は「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

お問い合わせ

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 直通 03-5501-3157

(平成29年6月)

ア「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に関する共通の新たな措置

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に共通して、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることが必要です。 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれることを明記すること。
帳簿	「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明記すること。

1. 水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

次の①～③の製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物です。詳細は右表をご覧ください。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表A,Bの製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

上記の①、②、③のいずれかに該当する水銀使用製品産業廃棄物のうち、右表「水銀回収義務」欄に○があるものは、水銀の回収が義務付けられています。

水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置

水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物の措置に加え、上記アの共通の措置及び以下のイの新たな措置が必要となります。

イ 水銀使用製品産業廃棄物に関する新たに必要な措置

項目	措置
保管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者に委託すること。
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。 ・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。 ・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。

水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

① 表A. 水銀使用の表示の有無によらず対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光ランプ(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光ランプ	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について注1」を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)注2、圧力伝送器(※)注2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
顔料	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注)1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jilma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm#shu>
 注)2 ダイアフラム式のものに限る。

表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

*目視で金属水銀の封入が確認可能なものとして、医療機器(腹膜透析装置)に組み込まれている傾斜感知用スイッチがあります。

水銀使用製品産業廃棄物(産業廃棄物)

水銀使用製品産業廃棄物の対象

- (2) 2ページの①表A、Bに掲げる製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(表中の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
 ※印の付いている製品が部品等として組み込まれている場合には判別が難しいと考えられるため適用除外(取り外されたものは①の水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。)
 本区分(②)の対象となる組込製品の例としては、以下があげられます。

対象となる組込製品の例	左記製品中に用いられる①A又はBに掲げられる水銀使用製品	取り外された水銀使用製品からの水銀回収義務
補聴器、銀塩カメラの露出計	水銀電池	
補聴器、ページャー(ポケットベル)	空気亜鉛電池	
ディーゼルエンジン、医療機器(ガス滅菌器)、ピクノメータ、引火点試験機	ガラス製温度計	○
朱肉(ただし、顔料や朱肉が塗布・捺印等された製品や作品等は対象外。)	顔料	

- (3) 上記の①②のほか、水銀又はその化合物を使用していることが表示されている製品
 製品本体に水銀が使用されていることを表示する方法としては、以下のようなものがあります。

- 日本語による表記(水銀)
- 英語による表記(Mercury)
- 化学記号(Hg)
- J-Moss水銀含有マーク(右図は一例)



製品本体に水銀の使用の表示がある場合に水銀使用製品産業廃棄物となるものとしては、以下のような製品があります。

製品	主な組込製品(又は判別方法)	水銀回収義務
一次電池		
アルカリボタン電池	時計、玩具、歩数計、電卓、防犯ブザー、タイマー、家電リモコン、電子体温計等の医療機器(品番が「LR」から始まる、ボタン形のもの)	
酸化銀電池	時計、電子体温計等の医療機器(品番が「SR」から始まるもの)	
マンガン乾電池、アルカリ乾電池	輸入玩具等	
標準電池		
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤		
塗料(酸化第二水銀を含むもの)	船舶(船底)、木材	
拡散ポンプ	真空チャンバー	
圧力逃し装置	圧力容器	
ダンパ	ロケット	
X線管		
回転接続コネクター	生産設備、航空灯火	
赤外線検出素子	電子計測器、熱画像表示装置、暗視装置、赤外分光光度計、フーリエ変換赤外分光光度計	
浮ひょう形密度計		○
放射線検出器	X線センサー	○
積算時間計	医療機器	○
ひずみゲージ式センサ	脈波計	○
電量計		○
ジャイロコンパス	船舶	○
鏡	巨大望遠鏡	

このほか、化粧品、ゴム、香料、雷管、花火、銀板写真、検知管、つや出し剤、美術工芸品等で、水銀を使用しているものも水銀使用製品産業廃棄物の対象となります。

2. 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)・水銀を含む特別管理産業廃棄物

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となつたものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉛さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注1} を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注1} を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

水銀含有ばいじん等について、通常の産業廃棄物の措置に加え、1ページの **ア** 及び以下の **ウ** の新たな措置が必要となります。

ウ 水銀含有ばいじん等に関する新たに必要な措置

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none">「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な業者に委託すること。
処分・再生	<ul style="list-style-type: none">水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼設備によりばい焼、又は他の加熱工程により水銀を回収すること。

水銀を含む特別管理産業廃棄物

水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象

水銀汚染物のうち、次の条件に該当するものは、引き続き特別管理産業廃棄物として処理してください。今回、水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられます。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀回収義務の対象
鉛さい、ばいじん、汚泥	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	特定施設 ^{注1} から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀 ^{注2} を1,000mg/L以上含有するもの

注)1 特定施設については、「水銀廃棄物ガイドライン」(表4.1.1 特別管理産業廃棄物の特定施設)をご覧ください。

注)2 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物に関する新たな措置

水銀回収義務の対象となる特別管理産業廃棄物について、これまでの水銀を含む特別管理産業廃棄物の措置に加え、新たに以下の措置が必要です。

項目	必要な措置
処分・再生	<ul style="list-style-type: none">水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。水銀回収の対象となる特別管理産業廃棄物については、ばい焼設備によりばい焼、又は他の加熱工程により水銀を回収すること。

3. 廃水銀等(特別管理産業廃棄物)

廃水銀等の対象

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)

- | | | |
|--|--|----------------|
| ・水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設 | ・大学及びその附属試験研究機関 | ・保健所 |
| ・水銀使用製品の製造の用に供する施設 | ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 | ・検疫所 |
| ・灯台の回転装置が備え付けられた施設 | ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設 | ・動物検疫所 |
| ・水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設 | ・検査業に属する施設 | ・植物防疫所・家畜保健衛生所 |
| ・国又は地方公共団体の試験研究機関 | ・商品検査業に属する施設 | ・臨床検査業に属する施設 |
| | ・職業訓練施設 | ・犯罪鑑識施設 |

②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く。)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

*廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定等は、平成28年4月1日から施行済み。ただし、赤字の施設は平成29年10月1日から特定施設に追加される。

廃水銀等に関する新たな措置

廃水銀等について、通常の特別管理産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置
保管・積替え	①飛散、流出又は揮発の防止のための措置、②高温にさらされないための措置、③腐食防止措置をとること。
処理の委託	・「廃水銀等」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者に委託すること。 ・委託契約書に「廃水銀等」と記載すること。 ・マニフェストの廃棄物の種類の欄に「廃水銀等」と記載すること。
収集運搬	必ず運搬容器(密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい)に収納して収集又は運搬すること。
中間処理	廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと(硫化・固型化したものは「廃水銀等処理物」)。
最終処分	固型化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準(溶出試験の結果、水銀0.005mg/L以下)を満たさない場合 ⇒ 遮断型最終処分場で処分すること。 満たす場合 ⇒ 追加的措置 をとった管理型最終処分場で処分することが可能 ①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置 ②他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置 ③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置 ④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようする措置

硫化施設及び最終処分場に関する新たな措置は、以下のとおりです。

廃水銀等の硫化施設

- 当該地を管轄する都道府県から産業廃棄物処理施設として設置許可を受ける必要があります。
- 一般的な産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準に加え、以下の措置が必要となります。
 - ①技術上の基準:水銀流出及び浸透防止の設備、水銀と硫黄の反応設備(外気と遮断又は負圧管理されたもの)、水銀ガス処理設備を設けること
 - ②維持管理基準:水銀と硫黄とを均一に化学反応させること、外気と遮断されていない反応設備の場合は負圧管理すること、水銀ガスによる生活環境保全上の支障を防止すること

廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場

- 一般的な維持管理基準、廃止基準に加え、以下の措置が必要となります。
 - ①維持管理基準:埋め立てる処理物の記録及び埋立位置を示す図面を処分場廃止までの間保存すること
 - ②廃止基準:埋め立てた処理物に雨水が浸入しないよう必要な措置をとること
- 廃水銀等処理物が埋め立てられた土地の形質変更を行う場合、水銀の溶出による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置をとること。

*一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀は特別管理一般廃棄物に該当し、特別管理産業廃棄物である廃水銀等と同様の処理基準がかかります。